



平成15年3月末に返還のあったキャンプ桑江北側地区等

(キャンプ桑江北側地区等に係る特定跡地の指定要件に関する事項)

開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要すること (法第101条第1項)	本区域は原状回復措置に少なくとも6か月以上要する見込みであること。
計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められること (法第101条第1項)	沖縄振興計画(平成14年7月10日決定)においては、中部圏域の振興の基本方向について、「普天間飛行場等駐留軍用地跡地の再開発を契機として、都市機能の再編・整備を行い、那覇市から石川市間に於いて、活力と潤いのある連たんした都市圏形成を推進する」とこととされ、具体的な推進方策として、キャンプ桑江等の駐留軍用地跡地については、「良好な住宅地や生活関連施設、行政サービス施設等の整備を進め、併せて地域商業の活性化を図り、職住近接のまちづくりを進める」こととされていること。 本区域は北谷町が計画している土地区画整理事業の区域であり、町役場を中心とした業務拠点や住宅地の整備、隣接する美浜地区との連携等により、利便性の高い都市機能を備えた職住近接型の新しい都市空間の整備が見込まれていること。
面積が5ヘクタール以上であること (政令第35条)	返還面積は39.5ヘクタールであること。

沖縄本島の各地域に点在する、既に返還された駐留軍用地の跡地や今後返還されること重要な意された駐留軍用地を有効活用することは、沖縄の振興と県民の豊かな生活のために重要な課題です。

昨年四月に施行された沖縄振興特別措置法においても、国、県、関係市町村などが密接に連携し、速やかに有効な跡地利用を進められるような仕組みが設けられています。

今年の三月三十一日、キャンプ桑江北側地区及び旧桑江ブースターステーション地区(以下「キャンプ桑江北側地区等」という)が返還されました。これを受け、政府は同区域を平成十五年十月八日、「特定振興駐留軍用地跡地(特定跡地)」に指定しました。

この特定跡地の制度は、沖縄振興特別措置法で新たに設けられたもので、同跡地が指定第一号となります。

指定は内閣総理大臣が行います
が、その指定を行うためには
原状回復に相当の期間を要
ります。

計画的な開発整備が沖縄の
振興に資すること

返還跡地の面積が五ヘクタール以上であること

という要件があります。キャンプ桑江北側地区等につきましては別表に示すとおり、三つの要件を満たしております。

内閣総理大臣は、キャンプ桑江

キャンプ桑江北側地区等の返還に係る 特定振興駐留軍用地跡地の指定について

特定跡地の指定について

北側地区等を特定跡地に指定するため、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事に意見を聞き、さらに九月二十四日沖縄県で初めて開催された沖縄振興審議会において意見を聽きました。その結果「異議はない」との回答及び答申を受けて、今回の指定となつたものです。

原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者等の負担の軽減を図る

特定跡地給付金について

特定跡地給付金は、沖縄振興特別措置法第百四条に規定されています。

従来、地主は、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(返還特措法)」により、実際に使用・収益に至るまで最長三年間の期間は賃借料に相当する額を給付金として受給することができました。

特定跡地給付金は返還特措法の
給付期間に加え、「原状回復に要
する期間」を勘案して政令で定め
る期間、給付されるものです。

この給付金に

特定跡地の円滑な利用の促進

沖縄振興特別措置法で設けられた駐留軍用地跡地利用の推進のための制度について

給付金の支給期間				
所有者等への支払	駐留軍用地として提供している期間	返還	3年間	特例による延長期間
賃貸借料				
給付金 (返還特措法)				
特定跡地給付金 大規模跡地給付金 (沖縄振興特別措置法)				

第6回 油縄振興審議会の開催

去る9月24日、万国津梁館（名護市）において、第6回沖縄振興審議会が開催されました。

今回の審議会は、前身の沖縄振興開発審議会を含めて、初めての沖縄開拓となりました。

審議会では、今年3月に返還された沖縄県北谷町のキャンプ桑江北側地区等を沖縄振興特別措置法に基づく特定振興駐留軍用地跡地として指定することについての審議を行いました。本件については、去る8月29日に内閣総理大臣から沖縄振興審議会に諮問されていたことによるものです。

審議の結果、キャンプ桑江北側地区等については、特定振興駐留軍用地跡地としての指定を了承し、内閣総理大臣あて答申を行いました。(これを受け、10月8日に指定(告示)されました)

この後、自由討論が行われ、今後の沖縄振興についての様々な意見が出され、活発な議論が展開されました。

なお、審議会委員について、8月14日付けで全国知事会事務総長の嶋津昭氏が退任され、その後任として9月19日付けで(財)地方公務員等ライフプラン協会理事長の池ノ内祐司氏(いはのうちゆうじ)が新たに就任されました。

また、審議会を挟んで、県外委員を中心に、キャンプ桑江北側地区の返還跡地や普天間飛行場、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等の現地視察も行いました。

にも「大規模跡地」の制度が設けられています。大規模跡地の指定のための要件は、跡地（大規模跡地）の制度が設けられています。

市街地の計画的な開発整備が必要であること

原状回復・開発整備に長期間を要すること

沖縄の振興の拠点であること

返還跡地の面積が三百ヘクタール以上であること

一団の土地であること

既成市街地に隣接していること

となつております。

指定後、内閣総理大臣は国の取組方針を、また沖縄県知事は県総合整備計画を策定することが義務付けられている他、地主に対して大規模跡地給付金が支給されます。

大規模跡地及び特定跡地のどちらの制度も、地主の方々の返還後の負担の軽減を図ることや返還跡地を有効かつ適切に利用促進することを目的とした制度であります。